



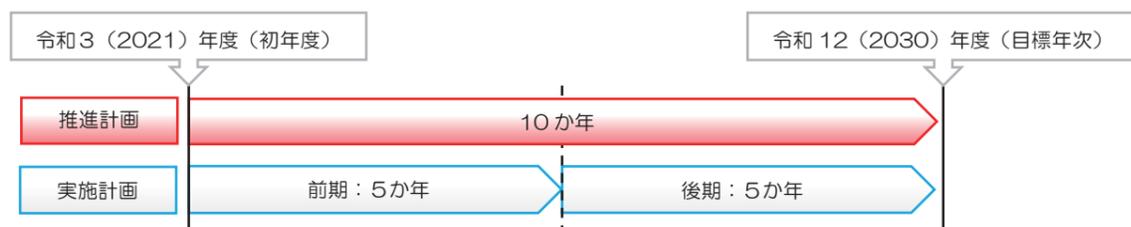
## 1 計画の概要

### ■ 計画策定の趣旨

スポーツは、人間の体を動かすという本源的な欲求に応えるとともに、爽快感や達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。また、近年、市民の健康志向の高まりや健康寿命の延伸等、豊かな人生の追及におけるスポーツの果たす役割・意義は、ますます重要となっています。

本計画においては、国・大阪府等の動向やこれまでの取組における現状と課題を踏まえて、第1期計画（平成26（2014）年4月から令和3（2021）年3月）に引き続き、本市におけるスポーツ推進の一層の充実を図るものです。

### ■ 計画の期間



### ■ 本計画におけるスポーツの定義

本計画においては、スポーツを世界共通の人類の文化として幅広くとらえ、勝敗や記録の競い合いを目的とした競技スポーツだけでなく、レクリエーションやウォーキングをはじめとする健康づくりや、楽しむために身体を動かす活動も含めて「スポーツ」と定義します。

## 2 計画の推進

### ■ 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政だけではなく、市民や様々なスポーツ団体、学校、関係機関等が連携を図り、それぞれが主体的にスポーツ推進の担い手として取り組んでいくことが重要です。そのため、それぞれの役割に基づき、相互に連携して計画を推進していきます。

### ■ 進行管理の方法

本計画を推進していくために、それぞれの基本方針に位置づけられる施策について実施計画を策定し、そのなかで毎年進捗管理を行い、着実な推進を図っていきます。

進行状況や時々の課題については、学識経験者やスポーツ団体関係者、学校関係者、市民等から構成する「高槻市スポーツ推進審議会」に報告し、必要に応じて実施計画の見直しを行います。

## 3 本計画の方向性

### 実現目標

スポーツを通じて『市民の活力』を増進し、『街のにぎわい』につなげる

### 基本方針

スポーツ参画人口の拡大

スポーツを通じた健康の増進

スポーツを通じた人・地域のつながりの強化

### 施策の展開

施策① ライフステージや競技性に応じた環境づくり

施策② 多様な人々への機会の提供

施策③ 施設の有効活用やシステムづくり

## 4 指標

「スポーツを通じて『市民の活力』を増進し、『街のにぎわい』につなげる」という実現目標を達成するため、令和12（2030）年度を目標年次として下記の目標値を設定します。

項目	現状値（平成30（2018）年度）	目標（令和12（2030）年度）
成人の週1回以上のスポーツ実施率	44.6%	65%

## 5 具体的な取組

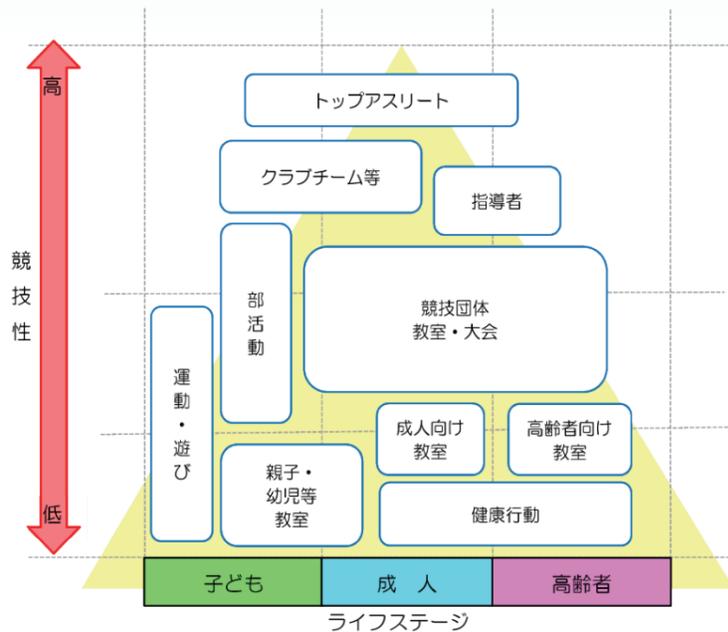
3つの施策により、スポーツ参画人口を拡大し、目標の実現につなげます。

### 施策① ライフステージや競技性に応じた環境づくり

市民一人ひとりの年齢（ライフステージ）や競技性にあった施策を充実させることで、スポーツに対する取組の質を向上させます。また、各種スポーツスポーツ団体の取組を支援することで、全ての人々がスポーツに取り組みやすい環境を整えます。

◇具体的な取組◇

- (1) 子どものスポーツ活動の推進
- (2) 成人のスポーツ活動の推進
- (3) 高齢者のスポーツ活動の推進

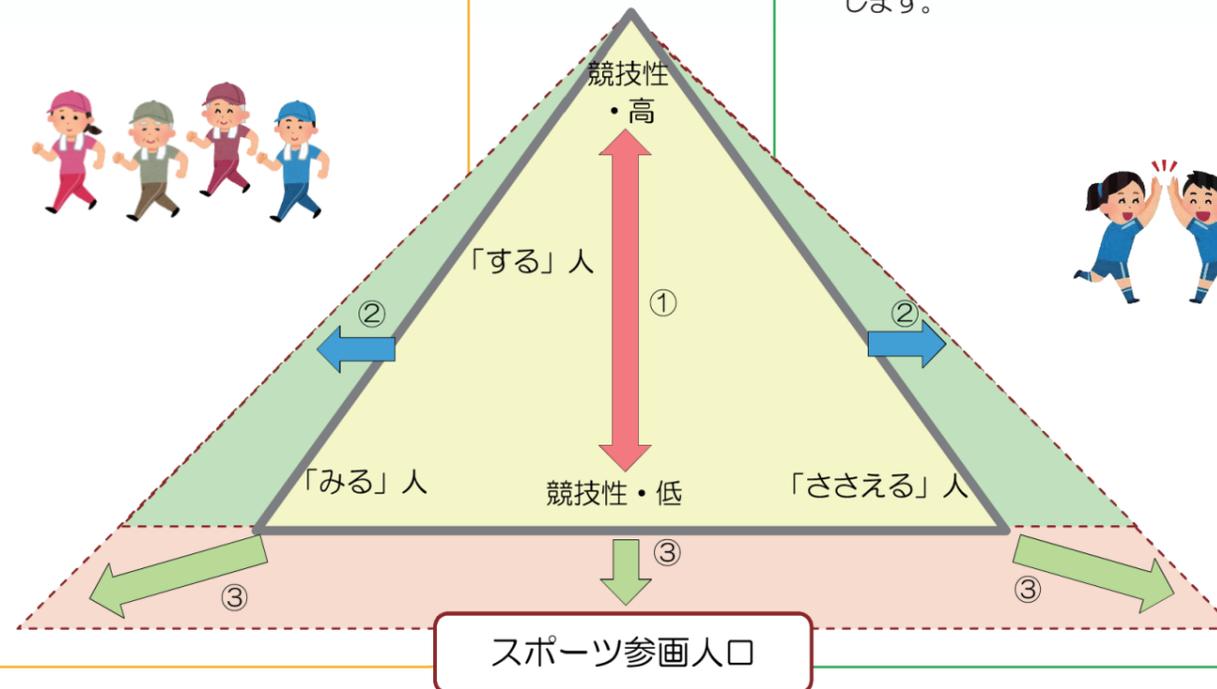
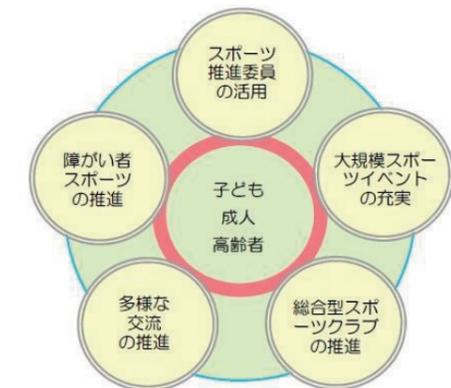


### 施策② 多様な人々への機会の提供

市民誰もが楽しむことができるスポーツの機会を提供し、スポーツへの関わり方の幅を広げます。また、スポーツイベントの開催を通じて、「する」「みる」「ささえる」それぞれのスポーツへの関わり方を推進します。

◇具体的な取組◇

- (1) スポーツ推進委員の活用
- (2) 障がい者スポーツの推進
- (3) 多様な交流の推進
- (4) 総合型スポーツクラブの推進
- (5) 大規模スポーツイベントの充実



①②③の施策の展開を通じ目標を実現

### 施策③ 施設の有効活用やシステムづくり

市民誰もが、いつでもどこでもスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の有効活用や、より安全・安心で利用しやすいシステムづくりを進めることで、スポーツ活動の裾野を広げます。また、スポーツ施設にとどまらず、身近な公園やウォーキング道等の活用を進めていきます。

◇具体的な取組◇

- (1) スポーツ環境の整備・充実
- (2) 身近なスポーツ環境の活用
- (3) 管理運営方法の見直し
- (4) 学校開放事業の推進
- (5) 安全・安心の確保

